

○新潟県中東福祉事務組合個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則

令和5年4月17日組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の施行のために必要な文書の様式を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 個人情報の保護に関する文書の様式については、五泉市個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則（令和4年五泉市規則第24号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。